

【島根原子力発電対策調査特別委員会】行政視察報告

<視察目的>

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、日本全国の原子力発電所が稼働を停止し、本市に隣接する松江市に立地の中国電力島根原子力発電所 1・2号機も同様に停止中である。しかし、平成24年に定められた国の新規制基準に適合するため、中国電力を含む全国の新規保有の一般電気事業者は、現在、計25基について、再稼働に向けた国の原子力規制委員会との適合性審査を申請した。その結果昨年には、原発事故後初めて、九州電力川内原子力発電所 1・2号機が再稼働し、今年に入ってから、関西電力高浜原子力発電所 3・4号機が一旦再稼働後、司法の判断により停止しているものの、四国電力伊方原子力発電所 3号機が再稼働した。また、高浜原子力発電所 1・2号機に続き、関西電力美浜原子力発電所 3号機についても、稼働後40年を超え、例外的に適合性審査をクリアし運転延長を認可された。

一方、中国電力島根原子力発電所 2号機の適合性審査については、焦点であった「宍道断層」の西側延長についての議論が収束しつつあり、新たに東側延長についての問題提起がなされたものの基準値振動の決定に向け、大きな節目の時を迎えつつある。また、同じ沸騰水系軽水炉として国の適合性審査で先行する、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6・7号機は、地元同意に大きな課題を抱えつつも、適合性審査合格に向け最終段階を迎えている。

国は、原発を今後ともベースロード電源と位置づけ、安全が確認されたものから順次再稼働させる方針を崩していない。こうした状況のなか、原発のUPZ圏内に立地する自治体の議員として、中国電力島根原子力発電所 2号機の再稼働が近い将来避けられないとの認識にたち、原発が再稼働した際万一、事故が発生した場合の避難計画について、より有効に機能するよう更なる改善に向け主体的に関わっていかなければならない。そのため、特に正確な情報開示を原則とする住民対応、緊急時の避難計画について、執行部に対し発展的な意見提言を行うべく、司法の判断に揺れる関西電力高浜原子力発電所及び同原発のPAZ圏内にあるにも関わらず、隣接自治体、更には原発の所在県とは異なる自治体であって、立地自治体と同様の対応を求められる舞鶴市を対象に行政視察を実施した。加えて同市の特異な点として、関西電力高浜原子力発電所に加え同大飯原子力発電所のUPZ圏内に人口の6割以上が居住しており、立地上、全国的にも稀有な状況にある。

<視察概要一覧>

視察月日	視察先	視察施設	視察内容
11月10日	福井県大飯郡高浜町	関西電力(株)高浜原子力発電所	○発電所の概要及び安全対策の実施状況について ○各種安全対策施設等の設置状況について

11 月 11 日	京都府舞鶴市	舞鶴市役所	○関西電力高浜原子力発電所災害時の住民避難計画について ○関西電力高浜原子力発電所再稼働に対する貴市としての対応及び今日までの経緯について
-----------	--------	-------	--

<視察概要報告>

1. 関西電力㈱高浜原子力発電所

◆対応者：執行部（高浜発電所安全・防災室：嶋田室長、所長室：野坂室長、青野課長）

◆場 所：発電所ビジターズハウス会議室及び構内

◆変 遷：昭和 45 年 4 月 1 号機着工
昭和 46 年 2 月 2 号機着工
昭和 49 年 11 月 1 号機営業運転開始
昭和 50 年 11 月 2 号機営業運転開始
昭和 55 年 12 月 3・4 号機着工
昭和 60 年 1 月 3 号機営業運転開始
昭和 60 年 6 月 4 号機営業運転開始
平成 11 年 6 月 プルサーマル計画について福井県・高浜町了承
平成 11 年 12 月 MOX 燃料データ改ざんにより使用中止を決定
平成 16 年 3 月 プルサーマル計画の再開について福井県・高浜町了承
平成 20 年 1 月 プルサーマル計画再始動(美浜 3 号機事故により中断)
平成 23 年 1 月 3 号機・プルサーマルによる本格運転開始
平成 23 年 3 月 東日本大震災発生
～平成 24 年 2 月 定期点検のため 2～4 号機の運転を停止
平成 25 年 7 月 3・4 号機・新規制基準適合性確認審査申請
平成 25 年 10 月 3・4 号機・新規制基準適合性確認審査合格
～平成 27 年 12 月 福井県・高浜町が再稼働に合意
平成 28 年 1 月 3 号機再稼働
平成 28 年 2 月 3 号機本格運転を開始。4 号機再稼働・緊急停止
平成 28 年 3 月 3・4 号機の運転停止を命じる仮処分決定(大津地裁)。
仮処分を受けて 3 号機停止
平成 28 年 6 月 1・2 号機の最長 20 年間運転延長を認可(規制委員会)
平成 28 年 7 月 3・4 号機の再稼働について、関西電力の福井地裁仮処分への異議申立てが却下

平成 28 年 8 月 高浜原子力発電所 3・4 号機の核燃料取り出し

◆概 要：(資料別紙)

●発電所の概要及び安全対策の実施状況について

●各種安全対策施設等の設置状況について

《説明概要》

1. 高浜原子力発電所の概要

- ・敷地面積：約 235 万 m² (甲子園球場の約 60 倍)
- ・電気出力：82.6 万 kw (1・2 号機) 87 万 kw (3・4 号機)
- ・形式：PWR (加圧水型軽水炉)

《注》BWR～シンプルな構造。原子炉内で水を直接沸騰することで蒸気を発生させ、発電する。

PWR～蒸気が直接原子炉に触れない構造になっており、放射性物質を含んだ蒸気が発電用タービン側に行かない。

- ・人員体制：制御室は社員 70 名で 24 時間勤務。全体では、約 700 名体制を維持。

2. 高浜 3・4 号機の安全性向上への取組み

- ・使用済核燃料プールの位置変更
- ・PWR 方式の優位性～原子炉格納容器の大きさ (BWR に対し 10 倍以上) 制御棒の挿入方式により、より安全性が高い。

3. 高浜 1・2 号機の運転期間の延長について

- ・追加の安全対策工事 (原子力規制委員会からは承認済み) 完了には、3 年から 3 年 6 カ月程度は要する見込み。
- ・全交流電力電源喪失時の対応等について

4. 大阪高等裁判所による高浜原子力発電所 3・4 号機再稼働禁止仮処分への対応

- ・発電所の近傍に活断層はないが、30 km 圏域内にはいくつかの活断層がある。複数の検証の必要性

① 電源を特定して策定する地震動

② 電源を特定せず策定する地震動 (北海道留萌支庁南部地震等)

《高浜原子力発電所内視察》

*取水口傍聴ゲート (車窓)

*排水口防潮堤 (車窓)

*防火帯設置状況 (車窓)

*バックアップ消火タンク

*竜巻防護対策設備

*非常用発電機吸排気口

＊恒設（可搬式）代替電源装置

＊大容量ポンプ

＊タービン建屋／中央制御室

《質疑》

Q) 高浜原発 3・4 号機の安全対策については現在進行中だが、最終的に設備投資額はどれ位になる見込みか。

A) 公表ベースになるが、1 千億円強の予定となる。

Q) 立地に制約があり限られた敷地の中で、当初から 3・4 号機の建設は計画されていたのか。

A) 1・2 号機建設から 10 年で 3、4 号機に着手しているので、最終的には当時の経営判断としか言えないが、おそらく当初から計画があったものと思う。

Q) 3・4 号機の再稼働に対し、関西電力として立地自治体及び市民等と様々な関わりがあったものと思うが、特に、特徴的といえるものがあったか。

A) 特徴的と言えるものは、特にはありません。地域住民の皆さんの考えも様々であるので、取り得る手段、施設見学会、各種説明会、訪問、PR チラシ、HP 等最大限活用している。さらに、周辺自治体にも、福島第一原発事故の教訓から、特に住民の避難計画に関わる部分の理解を得るための活動に力を入れている。

Q) 使用済核燃料の保管方法はどうか。

A) 一部、試験的に青森県の六ヶ所村にある再処理工場予定地に搬出したものもあるが、基本的に発電所構内のピットと呼ばれる施設で保管している。将来的には、発電所内で保管し切れない事態も想定されるので、現在、中間処理施設の立地を検討中である。

Q) どのくらいの期間を前提に、検討しているのか。

A) 現時点では、2020 年までに立地地点を決定し、2030 年までに建設を予定している。

Q) 仮に原発が 4 基ともフル稼働した場合、使用済核燃料の保管場所が満杯になるまでの残りの年数はどれくらいか。

A) 仮に、4 基ともにフル稼働した場合、一番最短のケースとなるが、7 年程度は保管可能なほどの余裕はある。

Q) 発電所周围には港湾が多くあるが、漁業者への補償方法はどうか。過去に一度に行われたのか。

A) 立地時に一回限りで行っており、その後の対応については、特に検討していない。



2. 京都府舞鶴市

◆対応者：執行部（危機管理室：森川室長兼危機管理・防災課長、福田原子力防災係長、企画政策課：松岡交通政策係長）

：議会事務局（総務課：藤川調査係長）

◆場 所：舞鶴市役所・第2委員会室

◆市 勢

＊市制施行 平成 18 年 5 月 27 日

＊人 口 （男）41,186 人（女）41,915 人＝合計 83,101 人(H28.4.1)

＊世 帯 数 34,538 世帯

＊面 積 342.39 km²

＊産業分類就業者比率

【第1次産業：漁業】3.8% 【第2次産業：建設・製造業】21.4%

【第3次産業：卸・小売業、宿泊・飲食、医療・福祉、他】74.8%

◆特 徴：日本海の若狭湾に面し、東西に分かれた舞鶴湾とリアス式海岸を持つ。舞鶴湾口の東西に博奕岬があり、天然の良港となっている。福井県（嶺南）との県境に、青葉山があり、この近辺が市内で最も標高が高い。青葉山の山頂は福井県にあり、市内に山頂がある山で最も高いのは市との境に所在する赤岩山（669m）である。若狭湾から市内東北部にある大浦半島は、若狭湾国定公園に指定されている。

市の中部には、東部（東舞鶴）と西部（西舞鶴）を分ける五老岳があるため、市街地も東西に分かれて発展している。東舞鶴はかつての軍需都市で、旧軍港や造船などを中心とする重工業地区であり、市役所も東舞鶴にある。一方、西舞鶴はかつての城下町で、国や京都府の行政機関や工業団地が集中する商工業地区である。このように同じ舞鶴市ながら違った顔を持っている。西舞鶴の市街

地のさらに西側に位置する由良川を境に、天橋立がある宮津市などと接している。

市内を JR 舞鶴線・小浜線、舞鶴若狭自動車道が横断し、市西部には京都丹後鉄道宮津線が西舞鶴駅から接続している。また、東舞鶴駅と西舞鶴駅では駅前再開発が行われている。

戦後は、アメリカ進駐軍舞鶴分遣隊が駐屯、舞鶴港が政府の在外邦人引き揚げ港に指定され、大陸からの引き揚げの拠点となった。昭和 20 年から 13 年にわたって 66 万人余りの引揚者が舞鶴に降り立ち、懐かしの母国の土を踏みしめた。その頃の岸壁の母は有名。現在は、当時の引揚栈橋があった平に、舞鶴引揚記念館が建っている。

◆議会の状況

＊議員定数（条例定数：28 人、現員数：28 人）

＊会派構成：創政クラブ（8 人）、新政クラブ（8 人）、公明党（4 人）、日本共産党（4 人）、鶴翔会（3 人）、無会派（1 人）

＊平均年齢：61.6 歳 ＊当選回数：1 回～7 回

＊会議の開催状況

・定例会：（3・6・9・12 月）→本会議日数：21 日/年（H27 実績）

・臨時会：0 日/年（H27 実績） ・5 常任委員会：30 日/年（H27 実績）

・2 特別委員会：9 日/年（H27 実績）

＊議決結果：154 件（可決・認定・承認・同意・採択：128 件、否決・不採択：10 件
H27 実績）

＊常任委員会→総務文教委員会（7 人）、経済消防委員会（7 人）、民生環境委員会（7 人）、建設委員会（7 人）、予算決算委員会（27 人）

＊特別委員会→原子力防災・安全等特別委員会（9 人）、北陸新幹線誘致特別委員会（9 人）

＊事務局職員数：事務局長以下 8 人（定数 9 人）

◆概 要：（資料別紙）

●関西電力高浜原子力発電所災害時の住民避難計画について

《説明概要》

＊舞鶴市の地理的特異性として、原発の立地する福井県とは別の京都府に属しているにも関わらず、ほぼ市内全域が高浜原子力発電所の U P Z（30 k m 圏内）に入っており、一部は P A Z（5 k m 圏内）に属している。また、同時に大飯原子力発電所の U P Z 圏内に舞鶴市人口の約 94%が含まれる状況。併せて、市内から両原発に

多数の住民が就業しており、市のスタンスとして、安全性の確保を前提に、原発の再稼働を是認してきた。

- * 高浜原発、大飯原発ともに、稼働停止前はそれぞれ4基が稼働していた。
- * 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、平成24年10月、国の原子力災害対策指針が策定され、昨年12月には、再稼働の承認を受け高浜地域の緊急時対応が作成された。これをもって、我々としては国が緊急時において、住民避難等に主体的に関与される根拠となると考えている。また、関西広域連合として、平成26年3月に原子力災害に係る広域避難ガイドラインを作成した。京都府でも、平成27年2月に原子力災害に係る広域避難要領を作成し、入院患者等の要配慮者の府内間の受け入れ先とのマッチングを行った。舞鶴市でも、国の指針改定を受け、一旦平成24年に地域防災計画（原子力発電所防災計画編）を暫定的に策定したが、平成25年に全面改定し、新たに、原子力災害住民避難計画を策定した（避難手段はバス、自家用車）。
- * 本年3月に、原子力災害住民避難計画を全面改定。
 - ・ 策定上のポイントとして、住民周知の徹底のため、高浜発電所から5kmごとにA～Fの7つのゾーンに色分けした。
 - ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ圏内）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ圏内であるが、避難路としてPAZ圏内を通る区域）、UPZ圏内（高浜原発から30km、大飯原発から32.5km圏内）に区分。
- * 避難の考え方としては、国の指針に基づき、まずは段階に応じ屋内退避。その後、基本的に自治会ごとに避難時終結場所（32箇所）を経由し、それぞれに避難中継所（府が主体となり設定）で避難退域時検査・除染を受けた後、所定の避難所に向う。避難中継所で乗ってきた車輛の一時保管、バスへの乗換えを実施。また、避難中継所で必ず避難退域時検査済証を発行（避難先市の強い要請）する。
- * 避難カードを作成し、避難時終結場所及び避難中継所で記入していただくこととしているが、本年8月に実施した広域防災訓練において、2回作成することの問題点が明らかとなった。現在、一元化できないか、京都府と協議中。
- * 災害時の風向きに基づき、南方面に避難する場合は、すべて京都府内。西方面に避難する場合は、兵庫県・徳島県の広域避難としている。府内の宇治市、城陽市、向日市については、避難元の自治会と、避難先市の所定避難所との間でマッチングを行っているが、京都市との間では、緊急時に所定の避難所内で柔軟に対応することとなっている。西方面の広域避難先についても、相手方自治体の考え方に違いがあり、一旦拠点避難所で避難所を決める場合、京都市と同様、所定の避難所内で柔軟に対応とした場合、避難元の自治会と避難先市の所定避難所との間でマッチングを終えている団体等、様々。
- * 舞鶴市の行政機能移転

- ・南方面：京都府の責任で確保する。
- ・西方面：現在調整中（他県にまたがるため、調整に難航）。
- *要配慮者のうち、医療機関の入院患者、福祉施設の入所者については、同じ京都府内でマッチング済み。
- *在宅重度要配慮者についても、医療機関又は福祉施設への避難とするが、避難を行うことにより健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設（概ね原発から 10 km 圏内に 6 カ所整備済み）に一時退避を実施する。
- ※放射線防護対策施設：障害者支援施設、特別擁護老人ホーム、市公民館、小学校
全額補助金で整備（200 m²～300 m²、1.2 億円程度／1 カ所）
- *園児、児童、生徒等の避難
 - ・原則、全面緊急事態までに帰宅又は保護者に引渡し、保護者とともに自宅の所在する自治会の住民として避難する。
 - ・帰宅又は保護者への引渡しができなかった場合は、施設の所在する自治会の住民として避難し、避難先での引渡しとする。
- *安定ヨウ素剤の取扱い（使用期限である 3 年ごとに回収）
 - ・P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を行う地域：6 地区～配布済み。3 歳以下の子どもに対しては、昨年 10 月からゼリー状の安定ヨウ素剤が使用可能となった。
- *住民避難計画改正に係る市民への様々な普及啓発策について
 - ・広報まいづるに特集を掲載（本年 5・6 月号）。
 - ・市ホームページに計画の本編・資料編・概要を掲載。
 - ・各公民館、図書館等に関覧図書を配置。
 - ・今後、市民向けに「概要版」を全戸に配布予定。
 - ・本年 5～6 月に市内の主要 5 カ所で説明会を開催（308 名参加）。
 - ・P A Z 等の 6 地区について、個別説明会を実施。
 - ・出前講座等で自治会や市民団体等へ説明を実施。
- *原子力防災訓練の実施状況
 - ・計 5 回実施。本年 8 月開催の訓練には、内閣府、関西広域連合も合同参加した。参加者が少ないのが一番の課題。
- *国・京都府への要望事項
 - ・多々あるが、避難用のバス等及び運転員の確保が喫緊の課題。国・京都府等関係者間の意識共有が必要。

《質疑》

- Q)** 原子力災害住民避難計画が本年 3 月に全面改正されているが、原発の稼働以後、どのような変遷を経て今日に至っているのか。
- A)** 以前は、国の指針が原発から半径 10 km 圏内とされていたので、舞鶴市としても、

同圏内にある高浜原発のみを対象に計画を策定していた。ただし、福井県内には他に3つの原子力発電所があり、従来から原発ごとに避難訓練が持ち回りで行われており、市も計画とは別に、訓練には毎年参加していた。

- Q) 福井県内の原発稼働から約 50 年が立ち、各地の自主防災組織も数多く立ち上がっていると思うが、その数と各組織の指導者への研修等はどのように行われているか。
- A) 常日頃からお願いしており、現在組織率が 68%程度。ただし、原発の避難計画への関わりは、現在、明確になっていない。しかし、避難時の地区ごとの避難者の把握等は、自治会あるいは地域の自主防災組織の協力なくしてはできないので、今後、協力を深めていきたい。
- Q) 避難中継所から避難先市の避難所までの避難ルートは詳細に決められているのか。
- A) 基本は、高速道路を使つての避難となる。高速道路を降りた後の詳細は避難ルートは、まだ決めていない。
- Q) 避難先での駐車場が確保できない以上、かなりの割合の方がバスでの避難となるが、実際、バスは確保できるのか。
- A) 市、京都府それぞれでバスの事業者と協定を結んでいる。しかし、実際には足りないので、国、避難先市にもお願いすることになる。現在、国において、避難先市等を含めたバスの実態調査が進められていると聞いている。また、バス同様に運転手の確保が大きな問題。自衛隊員等の動員を含め、現在関係機関と協議中。
- Q) 避難中継所に自家用車が集中した場合、収容仕切れるのか。
- A) 現在、京都府において7カ所の避難中継所が指定されている。いずれも広い敷地を有しているが不足する場合に備え、別に2カ所の車輛一時避難場所（工業団地の売れ残り地）が用意されている。それでもなお不足することが予想されるので、避難中継所周辺の自治体に対し、用地確保を要請しているところ。
- Q) 放射線防護対策施設について、舞鶴市としての設置基準等はあるか。
- A) いわゆる核シェルターと言われるものだが、市としては施設全体のシェルター化は考えていない。例えば 200~300 m²位あれば、その施設全員が避難でき、費用も1億円程度となる。全額国の補助金だが、限度額は2億円。具体的な事業内容としては、高圧で放射能が中に入らないようにするため、陽圧装置やエアロック室を設置する。
- Q) P A Zを抱えておられるにも関わらず、貴市は隣接、しかも県も異なる。交付金等の扱いで、立地自治体とどのような扱いの違いを感じるか。また、広い市域を抱える中で、緊急時の広報についてはいかがお考えか。
- A) 立地自治体とは違うので、様々なことに使える交付金はもらえない。ただし、P A Z地域も抱えることになったので、せめて防災対策については立地自治体と同様の扱いをしていただくよう国に要望している。また風水害時も同様だが、市内

79 カ所に屋外スピーカーを設置している。屋外スピーカーの吹鳴運用基準も設けている。屋外スピーカーの音が届かない地域は、広報車及び消防団等を活用することとしている。また、現在はスマホがかなり普及しているので、市として登録用メール（現在 10,000 名登録済み）や京都府のエリアメールを活用することとしている。さらに、最近市内でコミュニティFM局が開局した。これらの媒体の中で、各人ごとに日頃から緊急時の情報収集先を事前に想定していただくよう市民に周知している。

●関西電力高浜原発再稼働に対する貴市としての対応及び今日までの経緯について
《説明概要》

＊本市では、関西電力㈱との安全協定締結、総合調整については、企画調整課が担っている。

＊平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所を受け、同 9 月定例会に市長が市の考え方を表明した。

- ・市としてまず取り組むべきは、舞鶴市民の安全・安心を確保すること。
- ・具体的な万が一のための原子力防災対策が重要。
- ・原子力発電所との安全協定において、立地自治体と同様とするよう申し入れる。
- ・事故の知見を反映した、かつ国際的にも受容される厳しい基準を策定する必要性。
- ・中立かつ国際的な第三者機関が、安全基準の遵守を確認する仕組みを構築する。
- ・新たな基準をクリアすれば、再稼働もやむを得ない。

＊国のエネルギー政策への提言～経済的に安定した生活を送るために必要な最低限の電力を、厳しい安全基準をクリアした原子力発電所に依存する中で、現状では、即座に脱原発と言えない状況にある。できるだけ早期に、安全で環境に優しく、かつ安定供給できる代替エネルギーに変更していくことが重要（根本的な前提）。

＊原発事故以前から、関西電力とは安全協定を締結していたが、当然ながら立地自治体とは同等ではなかった。しかし人口等影響範囲は、立地自治体である高浜町より大きくなることが予想されるため、安全協定改定の協議を継続している。

・平成 27 年 2 月

- ① 高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する覚書～安全協定の不足部分を補う内容（京都府を介し、関西電力と）
- ② 高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書～京都府及びUPZ市町が「地域協議会」を設置して情報共有を図るとともに、必要に応じて関西電力等の出席を要請し、説明を求める仕組み。

＊高浜発電所 3・4 号機の安全性等の確認（高浜発電所に係る地域協議会）～現在までに 4 回実施。

- ・京都府原子力防災専門委員等による専門的立場からの検証・確認作業。

＊舞鶴市における住民説明会の開催：平成 27 年 11 月 2 日～602 人参加

＊舞鶴市としての再稼働容認への経緯について

- ・舞鶴商工会議所から高浜原発 3・4 号機の再稼働を求める請願の提出(H27.12.24)
- ・市議会原子力防災・安全等特別委員会で可決(H27.12.24)
- ・市議会本会議・高浜原発 3・4 号機の再稼働に関する決議（再稼働容認）を可決
- ・舞鶴市長が高浜原発 3・4 号機の再稼働を容認

※舞鶴市は立地自治体として認めてもらってはいないが、P A Zを含むまさに立地自治体と認識しており、立地自治体と同様の手続き（議会決議⇒首長判断）を行ったもの。

《質疑》

- Q) 高浜原発と同様に、大飯原発とも安全協定を結んでいるのか。また、舞鶴市内で、大飯原子力発電所に勤務しておられる住民の数は把握しておられるか。
- A) 大飯原子力発電所とは、現在何も協定を結んでいない。ただし、これから大飯原発についても再稼働の論議が始まるので、今後締結に向け協議を進める予定。また、大飯原発勤務者は把握していないが、高浜原子力発電所の関係者は、市内関連業者を含め、1,000 名程度に及ぶ。
- Q) 市議会本会議で、高浜原発 3・4 号機の再稼働に関する決議（再稼働容認）を賛成多数で可決しておられるが、反対は何名か。
- A) 議長以外の 27 名中、反対が 4 名であった。本市議会は共産党会派が 4 名。
- Q) 一旦、再稼働を容認した高浜 3・4 号機が、現在、司法の判断で停止している。この事実を踏まえ、改めて再度の判断を市民に問う考えはあるか。
- A) 市民の中にはそういう意見もあるが、市としては、司法の判断がなければ再稼働はありえないので、現状は、司法の判断を見守るしかないと考えている。



●【考察】

安来市議会では、議長の諮問により、中国電力島根原子力発電所から30キロメートル圏内に位置する自治体議会の立場で、原子力発電所に関わる事項について調査・分析・整理したうえで発展的に将来展望を議論し、着実に前進できる議会の実現を図るため、安来市議会島根原子力発電対策調査特別委員会を設置し、調査・研究・議論を重ねてきた。

本年1月には、東京電力福島第一原発事故後、国内初の再稼働となった九州電力川内原子力発電所施設の安全対策の実情、確実な情報開示と住民への連絡方法、更には最悪の事態を想定した住民避難の体系と組織体制等、安来市としても喫緊の課題として考えられる事項について、直接現地の状況や取り組み内容を確認・検証した。

今回、更に一旦は再稼働した、関西電力高浜原子力発電所と、立地自治体ではないにも関わらず、市域に高浜原発の一部PAZ圏内を含み、ほぼ市内全域がそのUPZ圏内に含まれる舞鶴市を行政視察した。一旦とはいえ再稼働した際には、いつでも事故が発生し、避難が起こりうる状況にあった。そのため、舞鶴市にあっては、誰もが確実に避難できるよう、多くの人的労力を費やし、単なる説明会の開催に留まらず、住民との度重なる対話を通じ、住民の目線に立たいざと言う時に役に立つ避難計画を企画、改良を重ねられていた。

今回の行政視察で得た知見については、市議会議員内の情報共有に留まらず、本市関係部局に情報提供し、今後の本市の取り組みに活用されるよう望みたい。また、関係機関等との連携を更に密にし、今後とも、非常時を前提とした原子力関連課題の解決に向けた取り組みに対し、的確かつ有効な意見提起となるよう決意を新たにしたい。

以上